

# 少年法改正の歴史と年齢引下げ

守屋克彦

## 1 はしがき

2017年12月に逝去された故松尾浩也東京大学名誉教授は、少年法を、戦後改革の中で生まれた「名花」であると述べておられた<sup>1)</sup>。1970年に少年法改正要綱の審議にあたった法制審議会少年法部会に幹事として参加されて以来、法制審議会委員長、法務省特別顧問などとして、長年少年法の改正作業に関わり、少年法の成り行きを観察してこられた同名誉教授が「名花」と表現されたことは、ほぼ同じ期間、実務において少年審判に関わりを持ってきた私にとっても感慨が深い。

その少年法が、現在重大な局面を迎えている。すなわち、2017年1月から、法制審議会には少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設けられ、「近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項」という諮問103号についての審議が行われている。この諮問事項の前段には「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を18歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められている」と記されているとともに、第1回の部会審議の席上、幹事から、2015年11月から2016年12

月までに法務省刑事局・保護局・矯正局で行われた「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の成果をも踏まえて検討することを述べられており、審議の方向は、18、19歳の年長少年層を少年法の適用範囲から除外することを含めて、若年者の犯罪対策を検討する方向に向かっている。

そして、特別部会は、2017年3月16日の開催から月1回のペースで進み、同年7月からは、分科会制度を採用して、①若手受刑者に対する自由刑の在り方など刑事処遇の分野など、②宣告猶予や罰金の保護観察付き執行猶予など若年者に対する新たな処分の開発など、③起訴猶予などもっぱら検察官の処理段階での社会内処遇の実施の構想などに関する分科会方式を採用し、同年12月29日には、各分科会の討議の状況に関して、中間報告をまとめる第6回会議を開催するにいたった。このような進行は、部会の第2回及び第4回会議において、少年法適用年齢の引下げの当否が、この部会の審議の要点であることが確認されているにも関わらず、その審議を棚上げにして、処遇の構想をひたすら詰めているところからして、法務省は、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げて、年長少年層を含む若年刑事犯罪者に対する検察官主導の刑事政策の体系を推進することを既定方針としようとしているのではないかという懸念を感じさせる<sup>2)</sup>。少年法は、1948年に制定され、今年は70年目の節目にあたるが、ここに来て、年長少年層を取り扱い範囲から除外することになりかねない重大な危機を迎えることになった。

1) 松尾浩也「少年法——戦後60年の推移」家庭裁判月報61巻1号（2009年）87頁。

2) 拙稿「少年法適用年齢引下げは何をもたらすか」別冊法学セミナー10号『少年法適用年齢引下げは何をもたらすか』（日本評論社、2018年）1頁以下。

少年法の生い立ちからこれまでの改正の経過については、私自身もかつてまとめたことがある<sup>3)</sup>し、多くの研究者が、詳細な報告を明らかにしている<sup>4)</sup>。詳細はそれらの文献に譲ることとして、本稿では、現在の法制審議会の審議において考慮してほしい事柄について、少年法制定の当時に遡りながら少し考えてみたい。

## 2 少年法適用年齢について

まずは少年法の適用年齢である。

太平洋戦争における敗戦後、日本国憲法下における司法改革の中で、少年法は、戦前の少年法（1922年制定・大正少年法）の改正案として国会審議がなされた上で、新しい法律として誕生したが、その適用年齢は、20歳未満とされた。大正少年法の適用は18歳未満の未成年者に限られていたから、我が国で初めて18歳以上20歳未満の年長少年層を保護処分の対象として取り込んだことになる。しかし、もともと、大正少年法の運用に携わっていた保護の現場には、保護の体験を踏まえて、保護処分の適用を20歳未満あるいはそれ以上の年齢まで拡充したいとする意見が、戦前から登場していた<sup>5)</sup>。しかも、法改正の当時は、戦後の混乱期で、戦災などで保護者を失った孤児や住むところを失った浮浪者が激増し、若年者の犯罪も増加し、少年犯罪（概ね20歳未満の男女）の捜査並びに検挙、送致や少年に対する防犯機構の整備などが求められていたが、このような少年らの犯罪の激増や悪質化は、戦時中における教育の不十分と戦後における社会的、経済的変調という外部的な条件に影響されての結果であり、深い悪性によるものではなく、刑罰を科するよりは保護処分を科する方がより適切な措置であると考えられていた<sup>6)</sup>。さらに、その前年の1947年12月12日には、児童福祉法（昭和22年法律164号）が、14歳未満を

対象としていた戦前の少年教護法を取り込んだ上で、18歳未満の児童を対象とする法律として成立していた。

このような事態を踏まえて、少年法の領域においても20歳未満までを保護処分の対象とする改正案は、強い説得力を持ちうるものであった。第2回国会の司法委員会において、改正案の説明に当たった政府委員は、「最近における犯罪の傾向を見ますと、20才ぐらいまでの者に、特に増加と悪質化が顕著でありまして、この程度の年齢の者は、未だ心身の発育が十分でなく、環境その他外部的条件の影響を受けやすいことを示しておるのであります。このことは彼等の犯罪が深い悪性に根ざしたものではなく、従つてこれに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によってその教化をはかる方が適切である場合の、きわめて多いことを意味している」と述べ<sup>7)</sup>、別の委員も、全く同じ趣旨の説明をしている<sup>8)</sup>。いずれの意見においても、年長少年層の犯罪に対して、単純に厳罰を科するのではなく、保護手段で臨むことが要望されている。衆議院の司法委員会は、先に成立了児童福祉法が18歳未満の児童を対象とした関係で、同法との役割分担に関する議論に多くの審議時間を費やし、最終的には、「児童福祉法で行う福祉の措置は、犯罪少年と虞犯少年には及ばず、（中略）これらの分野については、家庭裁判所が関与し、少年保護の各機関が相互に協力しつつ、少年の福祉をはかり、その健全な育成を期する」ということで決着し、その点に関する一部修正を行ったのみで、少年法の適用年齢については、何らの異議もどめず、政府原案を採択した。

このような経過からして、旧少年法の適用年齢を18歳から20歳未満に引き上げて、年長少年層を少年法の保護主義に取り入れたことは、当時の司法改革にあたっていたGHQ側の指導というよりも、日本側の意向とみるのが正確である<sup>9)</sup>。

3) 拙稿「少年法改正の歴史と少年法」斎藤豊治・守屋克彦編『少年法の課題と展望（第1巻）』（成文堂、2005年）1頁以下

4) 松尾・前掲注1)。同「少年法」ジュリスト600号（1975年）266頁以下。澤登俊雄「少年法改正作業の歴史」宮沢浩一編『少年法改正』（慶應通信、1972年）116頁以下。廣瀬健二「我が国少年法制の発展と現状——審判実務の視点からの概観」『司法研修所論集（創立50周年記念特集号）』（1997年）359頁以下、波床昌則「新旧少年法の成立過程におけるアメリカ少年法の影響」同書399頁以下、森田明『少年法の歴史的展開』（信山社、2005年）269頁以下など、多数。

5) 四ッ谷巖『年長少年事件の取扱いに関する諸問題』司法研究報告書6輯1号（1952年）5頁以下及び同書に記載してある文献参照。

6) 柏木千秋『改訂新版新少年法概説』（立花書房、1951年）9頁、1946年9月30日付け内務省警保局通牒「少年に対する防犯機構の整備について」児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成（上巻）』（ドメス出版、1978年）344頁参照。

7) 第2回国会 司法委員会議録第36号。

8) 前同司法委員会議録47号。